

平成 20・08・28 関東産保第 8 号
平成 20 年 9 月 3 日

関東液化石油ガス協議会
会長 堀川 隆文 殿

関東東北産業保安監督部長 名久井 恒司



パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収
等に関する調査と協力の継続について(要請)

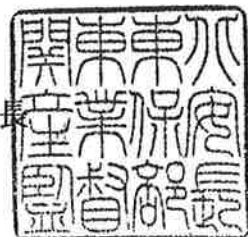
上記の件について、当部所管の液化石油ガス販売事業者に対し、別添のとおり
対応を求めたので通知します。

平成 20・08・28 関東産保第 8 号

平成 20 年 9 月 3 日

液化石油ガス販売事業者 代表者 殿

関東東北産業保安監督部長



パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収
等に関する調査と協力の継続について(要請)

上記の件について、原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売事業者に対し、別添 (NISA-278b-08-08) のとおりの対応を求めています。

つきましては、当部は貴社に対し、本事案の対応を採ることを求めます。

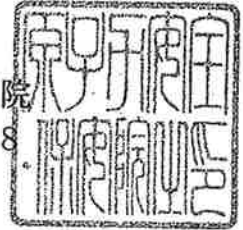
また、対応に当たっては、別添 (NISA-278b-08-08) 及び(事務連絡)に従って取り組まれるようお願いいたします。

経済産業省

平成20・08・21原院第4号
平成20年8月22日

パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査と協力の継続について（要請）

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-278b-08-08



原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、「パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査と協力について（要請）（平成20年6月25日付け平成20・06・24原院第4号）」により、液化石油ガス販売事業者に対し、需要家の消費機器に関する情報の再点検等を要請し、報告を受けたところですが、今後ともパロマ工業株式会社（以下「パロマ工業」という。）製の点検・回収対象機種（以下「対象機種」という。）が長期不在、閉栓・休止中等の需要家から発見される可能性があります。

このため、当院は、国民の安全を確保する観点から、当院所管の液化石油ガス販売事業者に対して下記の対応を求めることとし、各都道府県に対しても、所管の液化石油ガス販売事業者へ同様の対応を要請することを求めることとする。

記

- ①開栓中の需要家、特に長期不在等の需要家については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）に基づく定期消費設備調査を行う際、②閉栓・休止中の需要家については、液石法に基づく供給開始時点検を行う際に、対象機種の発見に万遺漏無きを期すこと。
また、毎月の調査件数等について、別に通知する様式により当院に報告すること。
- 上記を含め、対象機種を発見した場合には、使用禁止の措置を講じるとともに、その旨を速やかにパロマ工業に通知し、あわせて当院に報告すること。また、需要家からの対象機種の点検・回収要請等の際には、パロマ工業と緊密に連絡し、迅速かつ適切な対応を行うこと。

事 務 連 絡
平成 20 年 9 月 3 日

供給開始時点検調査、定期消費設備調査に係る月次報告の様式等について

関東東北産業保安監督部
保安課

「パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査と協力の継続について（要請）（平成20年8月22日付け平成20・08・21原院第4号）」により依頼しました、供給開始時点検・調査及び定期消費設備調査の実施件数の報告様式及びその他の参考資料等を添付します。

1. 供給開始時点検・調査及び定期消費設備調査実施件数報告 別紙1
毎月の実施件数等を当該様式にて翌月10日までに当課に報告してください。
第1回目報告は、9月分より開始(10月10日までに報告)とさせていただきます。
2. パロマ工業(株)製ガス瞬間湯沸器点検・回収対象機種発見報告 別紙2
供給開始時点検・調査、定期消費設備調査及びその他の機会に対象機種を発見した際、その都度、パロマ工業に通知し、あわせて当該様式にて原子力安全・保安院液化石油ガス保安課に報告してください。
3. 点検・回収対象のパロマ工業(株)製ガス瞬間湯沸器の型式(機種名)一覧 参考
消費生活用製品安全法による点検・回収命令の対象となっている機種の一覧を添付します。参考にしてください。
4. (株)パロマの営業所連絡先一覧 参考
(株)パロマの営業所の一覧及び専用相談窓口の電話番号を添付します。対象機種を発見した際の連絡先・照会先として参考にしてください。

担当：関東東北産業保安監督部 保安課
電話 048-600-0294 佐藤、濱田、高橋

送付先: 関東東北産業保安監督部 保安課 佐藤、濱田、高橋 行

FAX番号: 048-601-1317

供給開始時点検・調査、定期消費設備調査実施状況報告

(平成 年 月実施分)

平成 年 月 日

平成20年8月22日付けNISA-278b-08-08により要請のあった標記の件について、下記のとおり報告します。

事業者名:

(登録番号:)

担当者名:

住 所:

連絡先(TEL):

連絡先(FAX):

参考: 液化石油ガス販売消費者数 約 件

	実施件数 (メーター先数)	左記件数のうち、点 検前空家・空室であっ た件数(新築を除く)	点検・回収対象機器 が見つかった件数及び 台数(台)
供給開始時点検・調査 (他社からの受託分を除く)	件	件	件 台
定期消費設備調査 (他社からの受託分を除く)	件		件 台

(注)

- ① 事業者単位で報告すること(支店、営業所の内訳は不要)
- ② 登録番号欄は、液化石油ガス販売事業者証の登録番号を記載し、番号の前に登録行政庁を記載すること。
- ③ 供給開始時点検・調査、定期消費設備調査件数については、自社の販売先に係る件数(保安機関に委託している件数を含む)を記載すること。
- ④ 調査実施翌月の10日までに報告すること。
- ⑤ 点検・回収対象機器が発見された場合には、当該機器の使用禁止措置を講じるとともに、パロマ工業(株)に速やかに連絡すること。また、本院対しても発見の都度別紙2の様式にて連絡すること。

送付先:原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課 真壁、田村 行

FAX番号: 03-3501-6544

パロマ工業(株)製ガス瞬間湯沸器点検・回収対象機種発見報告

平成 年 月 日

1. 報告者

販売事業者名(支店・営業所)

(登録番号: 52A)

住所:

担当者名:

電話/FAX番号

2. 点検・回収対象機器があった消費者(設置場所)情報

氏名(ふりがな):

住所:

電話番号:

3. 対象機器の型式(該当機種欄に台数を記載)

PH-81F		PH-82F		PH-101F	
PH-102F		PH-131F		PH-132F	
PH-161F					

4. 対象機器の使用状況

使用状況

発見後の措置

改造の有無

5. 発見時の経緯等

6. パロマ工業への連絡状況

月 日 パロマ

支店・営業所

氏に連絡

(交換・回収) 月 日 に交換・回収 済み、予定

送付先:原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課 真壁、日

記入例

FAX番号: 03-3501-6544

パロマ工業(株)製ガス瞬間湯沸器点検・回収対象機種発見報告

平成 20 年 8 月 25 日

1. 報告者

販売事業者名(支店・営業所) 経済産業LPガス販売(株) 千代田営業所

住所: 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

(登録番号: 52A 〇〇〇〇)

担当者名: 経済 太郎

電話/FAX番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇/FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

2. 点検・回収対象機器があった消費者(設置場所)情報

氏名(ふりがな): 安全 第一(あんぜん だいいち)

住所: 東京都千代田区霞が関 〇-〇-〇

電話番号: 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

3. 対象機器の型式(該当機種欄に台数を記載)

PH-81F	1	PH-82F		PH-101F	
PH-102F		PH-131F		PH-132F	
PH-161F					

4. 対象機器の使用状況

使用状況 長年空家だったもので、使われていない。ガス・水道を開栓し点火したところ動いた。

発見後の措置 消費者に回収機器で使用禁止である旨伝え、パロマの担当者が来るまでの間、給湯器に接続しているガス栓を閉にし、開栓できないよう針金で固定した。

改造の有無 点検・回収したパロマの担当によれば、改造されていないとのこと。

5. 発見時の経緯等

消費者から、LPガスをつけてほしい旨の連絡があり、容器の接続、供給開始時点検調査を行ったところ、該当機種が取り付けられているのを発見した。消費者に話を伺ったところ、5年ほど空家だったものを購入したとのこと、ボンベも撤去されており、以前のLPガス販売事業者は不明。

6. パロマ工業への連絡状況

8月25日 パロマ東京 支店・営業所 産業 氏に連絡。同日、担当者〇〇氏が点検・回収に来た。

(交換・回収) 8月 28日 に交換・回収 予定とのこと。

(参考)

点検・回収対象のパロマ工業(株)製ガス瞬間湯沸器の型式(機種名)一覧

PH-81F

PH-82F

PH-101F

PH-102F

PH-131F

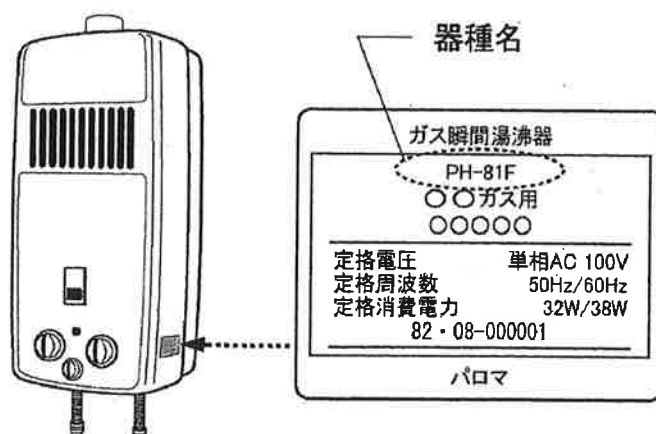
PH-132F

PH-161F

参
考
都
市
ガ
ス
用

PA-108FE (PH-81Fの東京ガス(株)OEM品)
PA-113FE (PH-131Fの東京ガス(株)OEM品)
PICM-250 (PH-131Fの東邦ガス(株)OEM品)
KPA-608F (PH-82Fの北海道ガス(株)OEM品)
KPA-610F (PH-102Fの北海道ガス(株)OEM品)
KPA-613F (PH-132Fの北海道ガス(株)OEM品)

製品側面にある機器型式プレートをご確認ください。



使える状態で長期間忘れられていた事例、現在は使われていない部屋に放置されていた事例もありますので、定期消費設備調査等の際には、消費者の方に他に湯沸器がないか明示的に確認してください。